

答えをいたしたいと思います。

長崎の子どもたちだけではなくて、将来の国際社会を担って立つ子どもたち、21世紀の子どもを長崎方式ということも含めて、いわゆる就学時間が短くなって、学力の低下がこういう形で落ちてきているのではないかというデータも含めた形で、吉原 孝議員さんが非常に熱っぽい、かつ具体的な提案というのを私も非常に感銘を受けてお聞きをさせていただいています。非常に、大変素晴らしいことでありまして、親として、また、大人として、社会人としても、私は大事なことであるというふうに思います。

長崎方式という言葉も出ましたけれども、介護保険とか、いろいろな分野で議会のご指摘をいただきながら、長崎方式でまだまだ緒についていませんけれども、頑張っておりますので、やはり教育の分野におきましても、吉原 孝議員さんがおっしゃった個々のいろいろな事例等も含めて、今後、教育委員会の内部あるいは教育委員の先生方、また、現場の先生方を含めた形で、そう時間をかけないような形で、この方向づけというものを、やはり基礎的な問題も含めた、私は、そういうものを学校間の競争、いい意味の競争という形も含めて大事なことだなというふうに思いますので、しっかり受けとめさせていただきたいと思います。

以上でございます。

10番（吉原 孝君） 1点、審議会のスタートはいつなのかということのご答弁がちょっと漏れていましたので、あとでお願いしたいと思います。

時間がありませんが、私は、きょう質問した学力の問題、学校週5日制の問題で学校の特色を出す。そして、学校評議員制度の中で説明責任を果たして、学校のいろいろな情報を開示する。そして、学校を自由選択にする。この3つの問題はリンクするんですね、関係あるんですよ。学校を開示しないと学校の選択はできない。学校を選択することによって、学校の先生方が自分の学校を選んでもらうために努力をする。選ばれない学校は、それだけの教育効果あるいは教育の努力をしないから選ばれない。そういう学校に活性化を入れるために学校評議員制度、学校自由選択制、それから、もう今、始まっている週5日制の総合学習の時間というのが機能してくるんですね。中心は学

校の活性化です。競争原理を学校に入れる。そうすることによって、長崎市の子どもたちが将来、豊かな教育を受けて、立派な社会人となれるということだと私は思うんですね。

先ほど申し上げた審議会のスタートは、いつからなのか。その1点だけで結構ですから、ご答弁をお願いします。

教育長（梁瀬忠男君） 大変失礼いたしました。

審議会のスタートにつきましては、私は、この議会が終わるとともに、お諮りして審議をしていただきたいなというふうに考えております。できましたら早くと思いますが、1年程度審議をいただいて、実施をしていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

10番（吉原 孝君） 最後に、私のまとめをさせていただきたいと思います。

児童生徒の一人ひとり、先ほど来申し上げているように、大きな成長の可能性を持っているわけですね。人は死ぬまで成長し続けると、私は、固く信じております。だから、あとでゆっくり成長すればいいということではなく、小中学校のころ、みずから勉強し、勉強し続けることを習慣化する。生涯、自信を磨き続けることの動機づけをする。こういうことのできる学校を私は、よい学校というのではないかと思うんです。画一的な指導要領で、一部の保護者の要望を尊重して間違った平等主義で教育を進めた結果が、私は、今日の状態だとするならば、少々、乱暴な改革であってもですね、それに挑戦して、幾らかの弊害があったとしても、現状より私は悪くなることはないと思います。

したがって、教育委員会と我々手を携えて、長崎市の教育をよくするために頑張りましょう。

終わります。

議長（鳥居直記君） 次は、8番吉原日出雄議員。

〔吉原日出雄君登壇〕

8番（吉原日出雄君） まちの吉原さんが終わりましたので、式見の吉原が引き続き質問をさせていただくわけですが、本議会最後の一般質問をさせていただきます。

自由民主党・市民会議吉原日出雄でございます。

トリを務めるわけでありまして、元気よく気

合いを入れて頑張りたいと思いますので、理事者におかれましては、ご心情あふるる答弁を希望するものであります。

先般、行政視察で米沢市にまいりました折に、上杉神社に立ち寄ることができました。境内の石碑に、国宝上杉家文書上杉治憲書状より「なせば成るなさねば成らぬ何事も。成らぬは人のなさぬ成りけり」と記されておりました。深く感銘をいたしましたので、このことをしっかりと肝に銘じ、以下、質問をいたします。

3月議会におきまして、同僚議員の関連質問で、市立図書館についてお尋ねをいたしました。私は、現在予定がされております新興善跡地より広大でゆっくりしたスペースがある「海の見える図書館」、すなわち常盤・出島地区に、平成17年末に完成する新美術館の隣接地を提案させていただきました。その提案に対し、市長は、雰囲気としての評価をしていただきましたものの、あくまでも平成13年12月に長崎市図書館建設検討委員会が提出されております長崎市図書館建設検討委員会報告書を真摯に受けとめる旨の回答でありました。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、景観とかスペース的なことよりも、決まったことを粛々と推進されるのか。言いかえれば、従来の詰め込み方式の、ただ単に階数を高めたハコモノ的な建物を考えておられるのか、それとも市長が強調されましたように、21世紀最初の図書館らしく、長期滞在型である今の時代に対応するものをお考えおられるのかであります。

私は、現在では、教育もゆとり教育と言われておりますように、ぜひ、ゆとりある、そして景観も重視をしていただくことはできないかと思うわけであります。やはり、今からの図書館とは、読む、見る、聞く、そして憩うことができることが必要だと考えますので、いま一度考えていただくことができないのか、お考えをお聞かせください。

次に、いよいよ来年で10周年を迎えます長崎ランタンフェスティバルについてであります。

長崎の冬の観光振興、地域経済活性化の起爆剤として、官民一体となって開催されております。今では、長崎の冬を彩る祭典として、すっかり定着をいたしましたわけですが、平成5年の始まりました年には約15万人の集客を皮切りに、今年度

実績では約74万人の集客があったことは大変うれしく思います。今後も、その発展に多くの期待が寄せられているのではないかと考えております。

このような状況の中、来年は10回目という節目の年に当たることにより、一層のイベントの充実やPR等集客対策が図られることと思いますが、どのような記念イベントを計画されているのか、お伺いいたします。

次に、このように大変大きな集客力を持つランタンフェスティバルの実施に際して、最も意を傾注しなければならないのは、観客の安全対策だと考えております。

ご存じのとおり、土曜日及び日曜日の夕刻には、市民、観光客がメイン会場である新地・湊公園の一角に集中し、その混雑は身動きもとれないほど大変危険な状況にあります。観客の安全確保のためには、一定、思い切った対策が絶対に必要であると考えます。これは、一つの提案であります。イベント会場を湊公園だけに集中せず、市民、観光客がゆっくりとランタンフェスティバルを楽しめるように、特に、観客が多く集まる土曜日、日曜日等だけでも、別の場所にもイベント会場を設けて、新地・湊公園周辺の観客の分散、広域化を図っていくべきではないかと考えております。この点につきまして、今後の方針があれば、見解をお伺いしたいと思います。

次に、日帰りバスツアーへの対策についてお伺いします。

最近では、九州各県からの観光客については、手軽な日帰りのバスツアーが増加している状況にあります。これは、現在のランタンフェスティバルが新地・湊公園周辺がメイン会場となっており、短時間の観光が可能なためであり、そのほかの場所に足が向いていないことのあらわれではないかと考えられます。せっかく夜型観光として売り出すのならば、単に集客を図るだけでなく、経済効果が大きい宿泊を伴う滞在型観光につながるような仕掛けが必要であると考えます。特に、期間中の金曜日及び土曜日の市内の宿泊施設は、おおむね満杯状態と聞いておりますが、ウィークデーはまだまだ余裕があり、日帰り観光を滞在型観光に切り替えることは十分に可能なものであると考えておりますので、先ほども述べましたが、観光

客がゆっくりランタンフェスティバルの異国情緒の雰囲気を楽しめるように、新地・湊公園の一極集中をできるだけ避け、新たなイベント会場の設置、集客できる特色あるゾーンの分散、広域化は必要であると考えております。

また、市民、観光客がまだ会場にあふれている早い時間帯に、新地、浜市等の商店街は閉店しているところが多く、市民、観光客からは、混雑がひどく食事をするのに何時間も待たされた、ちゃんぽんが食べられなかったとか、店が早く閉まっていたなどの声をよく耳にしており、観光客も満足した観光が得られなかったのではないのかと考え、まことに残念なことだと思います。現在も努力されているとは思いますが、今後も商店街等への営業時間の延長を働きかける努力を引き続きお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、観光客がランタンフェスティバルをもっと時間をかけて楽しめるような工夫を行い、滞在型観光につなげるような努力をしていただきたいと思いますので、見解をお伺いいたします。

次に、市町村合併に伴う今後の課題についてお伺いいたします。

最初に、職員の身分についてであります。市町村合併は、その目的の一つとして、簡素で効率的な行政体制の整備により厳しい地方財政の状況のもとでも行政サービスの低下を招かないようにするものであると考えます。そこで、合併時には、一般職員の身分保証を法律で規定されているとはいえ、合併前に、関係する団体で駆け込み的な職員採用があれば、それは合併の目的と反するものであり、住民の信頼をなくすものと考えられます。

このような観点から、本市としては、合併協議において、この問題をどのように取り扱っていくのか、お示ください。

次に、議員の身分の取り扱いについてであります。議員の身分の取り扱いは、協議により、各町議全員が編入先の議員となることも考えられます。本市におきましても、平成11年4月の選挙では、定員48人を2人減の46人に、そして、来る来年の選挙においても、現在46人の定員を2人減の44人とし、おおむね1万人に1人という数値目標として、定数見直しを行っているところでございます。

大事なことは、安易に特例を認めるような状況ではないと考えられます。については、議員の特例措置について具体的にお示しいただき、また、その場合の経費についても明らかにしていただきたいと思っております。

次に、電算システムの統合と問題点についてあります。現在、市町村の事務処理の多くは、電算処理により行われており、最近では、さらなる情報化の進展に伴って多様な行政事務がコンピュータ処理されております。したがって、今回の合併に関しても、関係する自治体の電算システムを円滑に統合し、合併後においても、住民への各種サービスが滞りなく提供できることが当然求められると思っております。その一方で、関係する自治体の数が多くなればなるほど、そのシステム統合に要する時間と労力は相当な規模になるものと思われま

そこで、合併前から十分な検討がなされるべきであり、決してシステムの不都合などにより市民生活に影響を与えるようなことは避けなければならないと思っております。

今回の合併問題に当たって、この電算システムの円滑な統合には、時間と労力はどのように想定しているのか、お尋ねいたします。

また、どのようにシステム統合を図っていくかと考えておられるのか、あわせてお示ししていただきたいと思います。

最後に、合併前の事業実施のあり方についてあります。合併前の関係する自治体における事業実施のあり方については、全国の合併事例でも一部では、合併前に「我がまち」のための事業を駆け込み的に行うことが散見されるところであります。本市が関係する合併関係町においても、一部ではありますが、大型の施設整備事業を最近行っているとのマスコミ報道に接することがあります。合併後の新たな自治体としての均衡ある発展の道筋は、合併協議において定めることとなる市町村建設計画で明らかにされるべきであると思っておりますが、今回の合併協議では、このことについて、事前に関係する自治体間で十分申し合わせが徹底されるべきだと考えます。

そこで、合併した後で、予想を超える債務の増加や基金の大幅な取り崩しなどがなく、本市から率先して提案していくべきだと考えますが、

見解をお示しいただきたいと思ひます。

以上で壇上よりの質問を終わらせていただきます。
＝（降壇）＝

議長（鳥居直記君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 吉原日出雄議員のご質問にお答えいたします。

まず、市立の図書館建設についてでございますが、この件につきましては、平成5年7月に市立図書館建設基本構想懇話会から、市立図書館建設基本構想のご報告をいただいております。また、平成9年の2月に、新興善小学校跡地活用検討協議会から報告を受けたところであります。この2つの報告書を踏まえながら、時代の推移に適合した新図書館の機能あるいは規模及びサービス内容等についての計画を作成することを目的といたしまして、平成12年度に、長崎市図書館建設検討委員会を設置いたしまして、約1年間にわたりまして検討していただきましたところ、平成13年12月に長崎市図書館建設検討委員会報告書を提出いただいたところでございます。

この3報告書で、建設予定地は新興善小学校跡地が適当との提言をいただいておりますし、このことを前提として、現在、市立図書館の建設スケジュールを含めた基本的な建設方針の策定に取りかかっているところでございます。

したがって、この新興善小学校跡地を利用した新図書館建設構想につきましては、今後、しかるべき時期に具体的な提示をしたいというふうに考えております。

現時点といたしましては、長崎市としては、できるだけ建物とその周りを含めたところで、ゆとりや、あるいはやすらぎをもった21世紀に十分対応できる図書館の建設は実現可能と思ひますので、吉原日出雄議員さん、大変申しわけございませんが、これらの今までの経過等も踏まえまして、ぜひご理解をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思ひます。

次に、ランタンフェスティバルの件についてお答えをいたしたいと思ひます。

長崎ランタンフェスティバルは、今や長崎の冬を代表する中国色あふれる祭りとして、全国的にも注目され、訪れる観光客も大きく増加をしてお

ります。

さて、来年の2003長崎ランタンフェスティバルでございますが、10回目の節目となることから、その記念イベント実現に向け、現在、協議、検討を行っておるところであります。具体的には、毎年充実しております干支のオブジェの設置はもとよりでございますが、広く県内外から期間中に結婚される新郎新婦を募り、豪華な中国服を身にまとった中国宮廷風の結婚式を再現する中華大婚礼あるいは中国人の留学生を初めとする本場の中国伝統芸能の披露など、華麗で話題性に富んだイベントを展開できればというふうに、ただいま検討している真っ最中でございます。

また、ことしのランタンフェスティバルにおいては、さらに魅力ある祭りとして充実させ、観光客の導線を明確にするために、中通り商店街と興福寺間を新たにランタンで装飾し、眼鏡橋界隈に媽祖行列や龍踊りなどの実施会場を設けて、観客の回遊性を一層高めるなど、広くまち全体の中国色を強めたところであります。

このような中、10周年の一つの仕掛けといたしまして、中島川沿いにランタン装飾を行い、眼鏡橋周辺を一つのゾーンとして、新たな人の流れをつくれぬかどうかということも考えているところでございます。

次に、観客の安全対策についてでございますが、ご指摘のように、土曜日、日曜日の湊公園周辺は身動きも取れないほどの混雑でありまして、当然のことではありますが、絶対に事故は起こしてはならないものであるというふうに認識しているところであります。特に、観光客が集中いたします土曜日、日曜日については、イベント会場を別途設けるというご提案は、観客を分散化することが期待できることから、混雑緩和策の一つとして効果的な方法ではなからうかというふうに思ひます。

したがって、この点につきましては、実行委員会がございますので、実行委員会等で十分に協議をし、会場までの導線の検討あるいは近隣住民のご理解をいただきながら、その実現に向けた努力を行ってまいりたいと考えているところでございます。このことによりまして、単に、安全対策ばかりでなく、将来的にも充実が予測されるこのランタンフェスティバルを、市民はもとより、

多くの観光客がゆとりを持って楽しむことができるのではないかとこのように思っているところでございます。

また、湊公園を中心とした安全対策につきましてでございますが、会場周辺等の交通規制等を含め、関係機関と十分協議をし、最善を尽くしていかなければいけないというふうに考えております。

次に、九州各県からの日帰りバスツアーの増加についてであります。ランタンフェスティバルが価値の高い旅行商品として広く認知されてきたことのあらわれでありまして、大変喜ばしいことではなからうかというふうに思います。

しかし、長崎市の観光振興、経済活性化のためには、日帰り型から滞在型観光に切り替えることが、本市の経済波及効果を高める上で大変重要でありまして、また、観光客の方にも十分にランタンフェスティバルを満喫していただけるものというふうに考えております。

そのために、イベント会場を議員ご指摘のように新たに設けて、イベントをゆっくり楽しむことができる仕掛け、あるいは観光客が足を運びたくなるような魅力あるゾーンの創設など、より効果的な方法を研究するとともに、ランタンフェスティバルにとどまらず、さらに他の長崎観光の魅力もアピールし、滞在型観光につなげたいというふうに考えているところでございます。

また、商店街等の営業時間の延長につきましては、滞在型観光につながるものでありまして、お願いいたしておるところでございますが、引き続き協力を強くお願いをしましてまいりたいというふうに考えております。

さらに、新地中華街ではお客様が多く、ちゃんぽんを食べられなかったという声があることから、昨年度からタウン誌が発行いたしておりますちゃんぽんを食べられるお店を掲載したちゃんぽんマップを配布するなど、観光客への情報提供に努めたところであります。

今後とも、関係者の方々と協議をいたしまして、長崎の食のイメージアップにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、本市観光振興のために、引き続き官民一体となって、長崎ランタンフェスティバルの充実に努力をしましてまいりたいと考えて

おり、議員ご指摘のご意見、ご提案も十分に私どもも考慮させていただき、今後、実行委員会の中で、具体的に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に、市町村合併についてお答えをいたしたいと思ひます。4点ほど質問がござひます。

まず、1点目の合併に伴う職員の身分の取り扱いの件についてでございますが、合併特例法の第9条の規定により、一般職員は、合併後も引き続き合併した後の市町村の職員としての身分を保有し、給与その他の身分取り扱いに関しては公平に取り扱うものとされていることから、本市との合併を想定いたしますと、特例法の規定どおりに取り扱うものと考えられるところであります。

これを踏まえまして、ただいま議員からご指摘がありましたように、本市が平成8年度に策定した行政改革大綱を推進いたしました結果、平成7年4月1日現在で4,701名であった職員数でございますが、平成14年、ことしの4月1日現在では4,160名となっております。累計で541名の削減をおかげさまで達成をしております。

また、平成13年3月に改定いたしました現在の行政改革大綱に定めておりますが、組織機構につきましては、分権時代に対応した行政体制の整備を図るため、簡素で効率的な組織機構の構築を基本としているところであります。

したがいまして、仮に合併が進んだといたしますと、このような行政改革の基本方針を当然踏まえたところで合併問題を検討していくこととなりますので、合併後の定数の管理あるいは組織機構のあり方については、本市の基本的な方針に沿いつつ、各町におけるこれまでの経過等を踏まえながら調整を図っていかねばならないというふうに考えているところでございます。

また、全国でも問題視されております合併前の駆け込み的な職員採用の件につきましては、関係する団体間で十分協議を行いながら、お互いに信頼関係を高めながら、このような問題につきましても率直に意見を交わしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、合併に伴う議会の議員の身分の問題についてでございますが、この点につきましては、ご質問の中で触れられておりますが、長崎市議会で

は、さきの3月定例会におきまして、議会みずからの決断をいただきまして、来年度の統一地方選挙で定数を2名減とする条例の改正案を決定していただいております。このようなことを踏まえ、合併に伴う議員の任期あるいは定数の取り扱いをどのような観点から調整していくのかということは、なるべく早い段階で合併協議会において協議事項として取り上げ、住民の理解が得られるように努めなければならないというふうに考えております。

原則論でございますが、合併で市町村の法人格が消滅いたしますと、必然的に議員はすべて身分を失うことになるわけでありまして、合併特例法の規定によりまして、合併を円滑に進めることとあわせて、合併後のまちづくりを見届ける必要があるという観点から、合併後の一定期間は、議員の身分を保証する措置を取ることが合併関係市町村による協議を経て可能となるわけでありまして、この議員特例の問題は、特に有権者である住民の理解なしには進めることが困難な問題であると認識しておりますので、今後予定されます法定の合併協議会の中で十分議論を尽くすのが望ましいのではなからうかというふうに考えているところでございます。

なお、お尋ねがありました合併に伴う特例措置の具体的な例示についてでございますが、これには、任期に関する在任特例の措置と定数に関する定数特例の措置の2つがあるわけでありまして、本市への編入合併を前提といたしますと、まず、在任特例では、合併したときから本市の議員の任期満了の日まで関係する町の議員全員が本市の議員の身分を保証されることとなるわけでありまして、今の仮に10町で合併するとなりますと、163人の町議会議員の皆様方全員が長崎市議会議員となりまして、合併直後には、総勢207名の市議会議員になる見込みでございます。

次に、定数特例につきましては、合併をした場合に、合併前の自治体を区域として選挙区を設けて定数を増員することができるわけでありまして、10町の場合では15名の定数増となり、この場合は、総勢59名となる見込みであります。

次に、合併に伴う特例措置を採用した場合の経費的な問題でありまして、仮に合併時に町の議員

の皆様方全員が長崎市の議員になった場合には、合併しなかった場合、すなわち本市の議員にならない場合と比べまして、単年度では15億円程度の経費増となる見込みとなっております。これは町議会議員の報酬単価と長崎市の議員報酬単価との差額によるものでありまして、計算すれば単年度で15億円の経費増ということでございます。

ちなみに、定数の特例を採用した場合は、合併した場合と合併しなかった場合との比較では約5億4,000万円の経費減となる見込みであります。これは、定数の特例により、町議会議員の定数が10町で163名から15名へと大幅に減少することから生ずる結果でございます。

いずれにいたしましても、議員の身分の取り扱いにつきましては、住民の皆様方の理解が得られることが前提となるものと考えておりますので、今後の合併協議の中で幅広い議論をお願いしたいというふうに考えております。

次に、合併に伴い統一的な処理が求められております電算処理の件についてお答えをいたしたいと思っております。この件につきましては、事務方の準備作業の中でも、大変重要な作業であるというふうに認識をしておりますし、また、実際に、時間と労力を要する困難な作業であるというふうに考えております。

具体的に、電算システムをどのように統合していくかにつきましては、合併後における住民サービスの提供に支障がないように万全を期すことはもちろんのことでありまして、事務処理の現場における混乱を回避する手立てを講じること、システムの安定的な運用を確保すること、できる限りコストを切り詰めて統合できる作業であることなど、さまざまな課題を総合的に考慮して進めなければならないというふうに考えております。

なお、全国の合併の事例として参考までに申し上げますと、昨年の5月に合併いたしました旧浦和市・大宮市・与野市の3市合併となった「さいたま市」誕生の際には、合併前に1年半の時間を要しておりますが、実務者レベルでは合併の4年前から研究会を立ち上げて準備していたとのことでありまして、実質的には、3年から4年の期間を、この件につきましては要する作業となるものというふうに考えております。

したがって、想定される平成17年1月の合併期日を考えれば、相当厳しい作業日程であるというふうに認識せざるを得ないというふうに思います。

このように、電算システムの統合に関しましては、時間も労力も相当要するものであることは、他都市での事例でも明らかでありますので、事務方の事前調整におきましてはもちろんのこと、合併協議会におきましても、この点を十分ご理解いただきまして、今後の円滑な協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、合併前に関係する自治体で計画される事業について、合併後に過大な後年度負担あるいは基金の大幅な取り崩しというような事態に至らないような方策はあるのかというご質問でございますが、本来、合併を協議している期間中は、合併した場合の新たなまちづくりの方向性を関係者が真剣に議論している最中でもありますので、基本的な考え方といたしましては、合併前に「我がまち」のために事業を駆け込み的に行うというものは、合併に向けて機運を醸成しようとする関係者の努力に水を差すようなことにもなるものというふうに考えられます。

したがって、この件に関しましては、当事者同士での信頼感というものをさらに深めながら、必要であれば何らかの申し合わせを行うことも考えられるところであります。

吉原日出雄議員ご指摘のように、合併後の新たな都市像につきましては、法定の合併協議会におきまして、関係自治体の合意のもとに作成することとなる市町村建設計画で定めることとなっております。この計画に沿って、合併後の均衡ある発展の道筋をつけていくのが本来の流れでございますから、この点を十分合併協議の中でご理解いただくように努力してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、合併の進め方につきましては、関係する自治体の皆様と十分協議を重ね、その内容につきましては、広く住民の皆様へ公開をし、開かれた議論を基本としていくことで、公平、公正な協議を進められるものというふうに考えております。

議会の皆様方の格段のご理解とご協力をよろしくお願いさせていただきまして、私の本壇での答

弁とさせていただきます。＝（降壇）＝
8番（吉原日出雄君）再質問をさせていただきますが、今は亡き、あの寅さんの名ぜりふに「みかん、きんかん、酒のかん、親のせっかん、子はきかん」とありますが、「私の言うことを市長きかん」という感じがいたすわけでございますが、まず、図書館についてであります。私は、やはり図書館というものは、英知を高め、感性をはぐくむ場所であると思っておりますので、景観的であるとか周りの環境というものは、一番重視しないといけない問題ではないかなと思っております。

それと関連して、新興善跡地に図書館ができるという記事が出てまいりまして、先般、6月6日の長崎新聞に、消防局の方が現在地で検討というような記事が出ました。実は先日、私、消防団の今の幹部の方とちょっとお話をする機会がありまして、「実は、こうこうで図書館が新興善にできて、消防が今の場所で」という話をしました折に、その消防団の幹部の方が唾然とされまして、実は、前局長の坂口局長時代に、私も何回か質問をさせていただきました折にですね、消防局は現在地付近、いいですか、現在地付近。あくまでも今のところに建てるんだったら、あの時点から、現在地付近なんていう「付近」という言葉は要らなかったんですね。願わくは、やはり消防団1,900有余名おるようでございますが、消防団の大体の方の考えというものは、できれば消防局、消防署というものは新興善にという思いというのが私はあったと思うわけです。

先般、お話しする中で、「実は、こうこうで図書館ができますよ」ということで話をしたときに、何か市長は我々のことはわかっているのかなというような不満さえ感じたわけでございますが、まず、この件につきまして、まだ、あくまでも今の消防局の場所に消防局ができるというわけではないとは思いますが、この件につきまして、まず最初に、市長の見解をお尋ねしたいと思っております。

市長（伊藤一長君）吉原日出雄議員さんは、その話を近年ずっとされておられますが、今の消防局内部のいろいろな話というのは、実は初めてお聞きいたしました。私もそうだし三役も含めて、庁内で恐らくその話を聞いたのは初めてではないかなと思っております。そういう今、中央消防署の建て

替えの検討委員会があっている最中に、そういうふうにならぬ、実態と違うような、そういう話が流れることというのが、いかにも私も不思議でありますので、これは恐らく関係者の方も聞かれたら、恐らくびっくりする話ではないかなというふうに思います。

図書館の建設につきましては、議員さんですから、どういう発言をされても構いませんが、建て替えにつきましては、これは、もう前からのいろいろな経過等がありまして、しかも、今の場所がどうだこうだということですが、ここだって、やはり長崎岬の長崎の歴史の発祥の地ですから、私は、これはいろいろな先輩方のこれまでのご努力も含めて、やはり相当重いものが私もあるんではなからうかなということも思いますので、その点は、ひとつご理解いただければというふうに思います。

8番（吉原日出雄君） 実はですね、先月5月27日月曜日でございますが、市の防災協議会の会合が商工会議所の2階で開催をされました。もちろん、同僚の柳川議員も一部長としてご出席をされておりましたが、あのとき、長崎市内消防団の部長というものが260有余名おるようでございます。当日が250名の出席があったかと思いますが、大変暑苦しかったんですね、暑苦しかった。そこにですね、市長が記者会見の関係で10分から15分ちょっと遅れてまいりましてですね、その中であいさつを冒頭されまして、私は、今度、消防団の制服について考えておるので、早速、検討委員会たるものをつくりたいという旨のごあいさつを市長がされておりました。私がそのとき感じましたのが、市長は常々、広域消防、広域消防ということを負負されておられるようでございますが、私は、あのとき逆に市長に言ってほしかったのは、ただ単に、新しい服をつくることよりも、私は、その250名がぎゅうぎゅうしたあの暑いさなかでやっている協議会ですね、今度、長崎市の消防局、消防署をつくる場合は、皆様方がゆっくと勉強会といいますか、そういうホールでもつくりますよというようなことを言ってほしかったなという思いが今も残っておりますので、その思いだけをお伝えをこの場で、しっかりとさせていただきたいと思っております。

次に、ランタンについてでございますが、観光部長に、これはご提案をさせていただきたいと思っております。実は、ランタン期間中ですね、長崎市内におきましては、ランタンの電車が、電車の通る範囲でございますから、当然、ランタンの明々とした明かりが市内を回るわけですね。電車が通る地区はいいんですよ。ランタンが今あっているんだなということで、例えば滑石もまだ電車は行きませんよね。滑石、三重、式見、周辺部みんな行かないんですよ、電車は。

そこで、私がふと考えましたのが、タクシーの屋根ですね、タクシーの屋根の真ん中に、各タクシー会社の広告がございます。現在は、左側にはチケット加盟のちっちゃいランプがつくようになっているんですね。右側はあいているんですよ。私は、そのランタンの期間中だけでも、タクシーの屋根にランタンのミニチュアをつけることによって、市内全域がランタンがあっているんだなという市民啓発にもなるし、そしてまた、よそから来たお客さんもですね、長崎のタクシーを見れば、ランタン期間中だなという、私は、これはかなり高い効果があるんじゃないかなと思いますので、この件につきましては、ひとつ検討をしていただけないかということで、答弁は結構ですので、ぜひお願いしたいと思っております。

続きまして、市町村合併についてでございますが、いみじくも本日ですね、対馬6町におきましては、合併協定の調印式が行われておりまして、そして、本日1時30分からは、時津町におきましては全員協議会、これは何を決めるかと申しますと、4カ町でいくのか、長崎市でいくのかという全員協議会が、現在、時津町で行われている状況でございます。いろいろな状況を踏まえますと、やはり、今後、将来を見据えた方針というものが、私は大事になってくると思うわけでございます。

そこで、一例を申し述べさせていただきますと、広島県の呉市におきまして、合併が決まった前の年に、職員をもう入れないということ、合併する町とそれぞれに、例えば長崎の場合でいきますと、長崎と高島とか、長崎と伊王島、それぞれの町と個々に、そういう詰めた話をされておるそうでございますが、私は、この広島県の呉市のとったというか、対応したやり方というものは、やは

り今の合併の姿が一番マッチしているのではないかなというふうに考えますので、この件について、これはご回答はどなたになるんでしょうかね、ご回答を何か見解があればいただきたいと思います。総務部長（岡田慎二君） 広島県の呉市の例を出されましたけれども、私どもも、その件については承知をいたしております。

合併前に、いろいろな調整を図るということについては、必ずしも全国的には多くはないという話を聞いておりますけれども、私どもも簡素で効率的な組織機構の構築という行政改革の基本方針を踏まえ、合併協議会を構成する自治体間でのそういう問題については、今後、十分意見交換をしていくべきであるという考え方を持っております。8番（吉原日出雄君） ぜひ、そういう方向で頑張っていたいただきたいものでありますが、一つだけ企画部にお願いがあります。

というのは、どうしても、やはり図書館というものは、新興善から動かないんだなというふうな感がいたしますが、私が何で常盤・出島にこだわるかと申しますのは、実は、平成17年末に、皆様ご承知のように、美術館というものが完成をいたします。そして、水辺のプロムナードというものも、ほぼできつつある状況で、あそこの3ヘクタールという土地が残るわけです。これは所管は長崎県の政策調整局の都心整備室というところにあるそうでございます。私も、この一般質問をする前に、直接行ってですね、今の状況というものを聞いてきました。しかし、県とすれば、あくまでもいろいろな考え方としてはあるんでありますが、現時点では、何をするという具体的なものは全くない状況でございます。私は、大分前になりますが、この議会におきましても、常盤・出島の埋め立て地区のことについて質問した折にも、今後は、県と鋭意詰めて努力をしていただくという答弁はいただいておりますが、その後、全く進展というものがありません。

私は、やはりこの場所というものが長崎観光のまさしくその緒に位置する部分になるうかと思うわけでございますので、この場所については、私は、あくまでも、そこは県の所管だからという縦割りではなくて、これは、やはり私は、長崎市がある程度、ある部分では果敢に率先して長崎観

光のためにフルに活用できるスペースという、何か物を考えるべきだと思うんですが、この件につきまして、企画部長代理の山本理事、何かございますれば、見解をいただきたいんですけども。

市長（伊藤一長君） 今、企画部長さんの立場がご案内のような立場でございますので、私がかわりにお答えさせていただきたいというふうに思います。私の立場もなかなか難しいものでございますから。

かつて、恐らく吉原日出雄議員さんがおっしゃったゾーンに近いところだろうと思いますが、市民病院を持ってきたらどうかというふうな意見も一時あったと思います。ただ、問題は、土地をどうするか、お金がどうなのか、どうだこうだという議論、吉原日出雄議員さんの言われる意味は私もよくわかるんです、わかるんです。今の新興善の場所も含めて、図書館がどうだということもわかりますけれども、今度は、簿価の問題等もありまして、そういうものまで含めたことになりましたら、今の状況等を勘案したときに、私は、そう思われるような方向に、無償でいいから何か長崎市が考えてくれないかと、そこまでの答弁を引っ張ってきたから、自分が引っ張ってきたから、あと議会も含めて、伊藤市長考えなさいよということだったら、これは場合によっては、新興善地区の方々に、もう一度仕切り直しという形も含めて、いい意味で、私は考えられないことはないと思うんです。しかし、やはり一たん土地を買きましょう、売りましょう、お金がどうですよ、こうですよという議論になったときには、恐らく、市民病院のときの問題等も含めて、私は、そう簡単に進む話ではなかるうかなというふうに思いますので、この点は、ひとつご理解をいただければありがたいと思います。

8番（吉原日出雄君） 今ですね、市長から答弁をいただきましたわけですが、実は、私がふと思ったことが、前々から思っておったんですけども、例えば3ヘクタール土地があるわけですね。半分を図書館、半分を長崎県のカルチャーセンターであるとか、何かそういうイベントができる広場であるとか、そういう建物というものが、1つのものを県市で一緒にできないかということも考えら

れないでしょうか。

市長（伊藤一長君） 県市、よくテーマごとにいる話をしていますが、ご熱意はよくわかるんですけれども、ちょっと唐突とした、かつて例えば市民病院の話をしました、海事博物館の計画もありました。その前には、ホテルの計画もありました。何せ、あのゾーンというのは、相当実は今まで二転、三転、四転しましたゾーンでありまして、権利を市が持っていれば、吉原日出雄議員さんがおっしゃることも含めて、長崎のそういう施設のいろいろな問題等を考えたら、私は、皆さんと知恵を絞れば、何かのものができるのではないかと思いますけれども、ちょっと今の形では、県の方から、こういうふうにしたいから、土地代をまけるから長崎市も乗ってこないかとか、そういう話だったら、私は、それなりに評価が、何せ私どもも議会があるものですから、勝手に私一存で先に進めるといってもまいりませんので、そういうのは、よかったら、もう一度、県の方をよく精査していただければありがたいと思います。

よろしく願いいたします。

8番（吉原日出雄君） 何か、この会場にも来年は県の方に行かれる方もおるかもわかりませんので、ぜひ、そういう方々も一緒になって、今の市長の答弁が実のあるものになればなという思いで、私の質問は終わりますが、市町村合併に伴う今後の課題の4番の合併前の事業実施につきまして、次に、関連でさせていただきたいと思います。

〔「関連」と言う者あり〕

議長（鳥居直記君） 31番中野吉邦議員。

31番（中野吉邦君） 吉原日出雄議員の市町村合併について、少し関連をさせていただきたいと思います。

この市町村合併につきましては、長崎市の合併後の都市像、青写真を示さなくちゃいけないというふうに言われております。その意味は、よくわかります。ただ、今、任意合併協議会をやっている間に、実は、ちょっと私も驚いたんですが、伊王島がリゾート施設を買い取りたいという意向を出されました。ホテルエスパーニャを資金の面が立てば買い取りたいと言われております。こういう問題は、やはり私は、事前に関係する町村とお

話があるべきではないかなと思うんですが、これを買った後、合併をしてですね、このホテルを買った後、長崎市は、ランニングコストから考えていけば、私は、大変問題が起きると思いますよ。こういう問題は、今の協議会の中で、おのおの町との事前の話し合いは全然なされていないんでしょうか。私は、それをちょっとお聞きをしたいと思います。

実は、もう一つ、高島町にもあるんです。アイランドテラピーという浴場みたいな、海水を使って、これは私と吉原日出雄議員さんとで、実は、高島町の町会議員さんにこちらに来ていただいて、いろいろご説明を受けました。7億2,913万円かかるんです、この費用が。だけど、現実にはこれはですね、もう合併協議会が始まる前から高島町はずっとなさってまして、これはちょっと外れると思いますけれども、高島町の人口が919人、今いらっしゃるんですね。それで、これは過疎債をお使いになると思います、こういう事業は、伊王島も、もしかしたらそうかもしれません。ただ、アイランドテラピーという高島町の場合は、もう平成11年度から来年の14年度に完成で、総額7億2,000万円使われるようになっています。しかし、これもですね、合併した後は、長崎が最終的には面倒をみなくちゃいけない。

実際、質問は、こういう問題ですね、過疎債はどうなるのか。それから、その後の長崎市のこの運営について、具体的にこういう町とお話しになったのかどうか。私は、その辺をちょっとお聞きをしたいと思います、ご答弁をいただければと思います。

総務部長（岡田慎二君） まず、過疎債の関係でございますが、起債の充当率としては原則として100%ということで、その後の元利償還については70%の交付税が措置されるというふうな制度でございます。

市長（伊藤一長君） 伊王島の件でございますが、新聞報道もされましたし、話は私も知っておりますけれども、まだ、あれは決定ではなくて、そういう意向を議会の方に伝えたということではないかなと、ただ、夏の期間に入って海水浴場のお客さんとか、そういうものを見込んだときには、早く方向を出しておいた方がいい、早く開業した方

がいいということで、恐らくあの種の提案といいますが、発言になったんだらうと思いますが、市の方に正式にそういう話の内容は伝わってきておりません。

財源は、漏れ聞くところによりますと、単価的にも相当抑えた単価で、関係の企業と折衝されているようでありまして、あとは、中野議員がご指摘のように、過疎債というものを、東京の方に行かれて、そういういろいろなところも含めてなっているようですが、まだ決定には至っていないということでもあります。

高島町も恐らく過疎債を相当、高島の件ですかね、第2回目のときに、中田 剛議員さんの方から、たしか、それに関連する質問等があったと思いますけれども、議会から選出された議員さん方もご心配になられておりますが、過疎債を使った形のそういうふうな施設ではないかなと、あそこの場合は、かなり財調とか含めた、そういう運用をうまく考えた形でされているようです。

いずれにいたしましても、法定協議会を立ち上げた段階から、先ほど吉原日出雄議員さんをご心配なされた問題、4つの問題等も含めた、そういう本格的な議論というものは、当然これはしなくちゃいけないと思います。

以上でございます。

31番（中野吉邦君） それは、当然、法定に入らなさはわかります。

ただですね、今、任意でやっている間も、先ほど吉原日出雄議員さんからお話がありましたように、広島の呉市、これが8町と実際的には合併のお話をずっと続けているんですね。ただ問題は、合併による職員増への対策として、来年の職員採用を見送るということをして8町で、お互いに法定に入る前に決められているんです。そして、欠員などで業務に影響しないよう、合併前から自治体間での職員の相互派遣も予定をしているというふうな、こういうところまでなされているんです。

長崎市は、このままいきますと4,160名の職員が5,275名というような職員になってしまうんです、1市10町で合併をしますと。

それで、長崎市が昔合併をした三重のことを私、ちょっと調べさせていただきました。昭和48年の3月31日に合併を三重村といたしました。そのと

きの議員さんは、すべてその時点で失職をしたんです。あとでちょっと、この問題も触れたいと思いますが、私は、すごいことやったなと、村会議員さんは全部、その時点で失職をした。だけれども、何かあるんじゃないかと思って調べてみたら、職員の数をふやしているんですよ。63名の職員しかいなかったのを合併ぎりぎりに、3カ月前に5人ふやしているんです。こういうことが現実的に昔あったから、私は、法定に入る前にもお互いの町と事前に、呉市と8町みたいに話し合いができないのかということ提案しているんです。

それともう一つですね、先ほど議員さんのお話がありました。合併でそのままいきますと207名の議員さんになるんです。これは在任特例ですよ。そしたら、今までの町会議員さんは合併をします平成17年の1月から平成19年の4月まで長崎市議会議員の職になってしまうんです、207名。先ほど市長さんは1年間で約15億円と、全部計算をさせたら、この費用だけで35億1,000万円かかるんですよ。議員さんの方たちだけ。そうすると、在任特例ではなくて、定数特例という形でも、長崎市の44人に10町から15人出していただいた合計59名でも、私は合併はできるんじゃないか。

そういう話を、私は、これなぜ今やっていただきたいかというのは、香焼町が7月に町議会選挙があるんですよ。今のスケジュールでいくと、法定に入るのは9月の予定でしょう、各議会で承認をしていくと。そうすると、香焼町の町議会の議員がもうその前のことしの7月に選挙あったら、残りの9町は全部同じ定数で認めるときですよ。そうすると207名の市議会議員で、どこで議会をやるんですか。35億1,000万円の金をどうするんですか。

私は、これは法定に入る前に、今の任意のやっているやつでも、私は、論議をしとかなないといけないと思います。それでなかったら、長崎市はみんなけんけんごうごうと日にちをかけて、時間かけて、定数削減をやっているんですよ。それは、10町が知らないわけではないではないですか。自分たちも長崎市に入りたいというならば、選挙の今の定数が10名のところは5名にするとか何とかするならば、私は、まだしも理解することができますが、目の前に香焼の選挙があって、これが施行

されたら、ほかの残りの9町は、すべて我々は在任特例で認めろということになりますよ。そのときの35億1,000万円のお金はどうするんですか。

ですから、私は、こういう問題、職員の駆け込みの問題、あるいは事前のこういうふうな事業の問題、職員の問題についても、法定だ法定だと言っていますけれども、その前に、やはり事前に関係する自治体とは十分に話し合いをしとかなくちゃいけないんじゃないかと思いますが、法定に行くまで、本当に時間がありません。長崎としては、こういう問題を本当に論議をしないままに法定に持っていこうとしているのかどうですか。その辺のところを教えていただきたいと思います。

市長（伊藤一長君） 中野議員の関連質問にお答えいたしたいと思います。

現在出させていただいておる資料は、大体、今1市11町が今は10町という形で任意の合併協議会をさせていただいておりますけれども、それぞれにやはり自治体の歴史とか文化とか人間関係とか長崎市とのかかわりとか、いろいろあるわけでありまして、率直に申し上げまして、まだまだ熟度としては、何が何でも長崎市と一緒にしようというふうな、そういう熟度のところと、もうしばらく、いろいろな中部ブロック、北部ブロック等を含めて、それぞれにもう少し中身の精査をしてみようではないかというふうなブロック等が、そういう形で折り重なっているのが、今の長崎のいわゆる任意協議会の実態でございまして、中野議員さんがおっしゃる意味は、私は、よく中身はわかります。わかりますし、今の任意協議会の会議の内容としましては、いわゆる議員さんの問題がどうなりますよ、職員の問題がどうなりますよという形の資料も含めた、そういうふうな情報提供というのも当然これはやっております。やっておりますが、そういう各論的な詰めというのは、まだ至っていない。

というのが、一つは、いわゆる1市10町ですべてずっとやっていけば問題はないわけですが、一つは中部ブロック、一つは北部ブロックという形で、まだこのブロックと最終的にどうなるのかというのが、確たるものがないわけですので、ある意味で、どの段階で本音の議論を幹事会も含めて、専門部会も含めてしていいのかという

のが、なかなか、今の事務的なあれも含めて詰めにいくというのが現在の実態でございまして、ご指摘の意味も含めた形で、特に、職員の駆け込み的な問題は、これは本当に信頼関係の問題でございまして、そういう、きょうのご指摘などを踏まえた形の今後の詰めにさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

31番（中野吉邦君） ぜひですね、やはり将来を見詰めた方針をきちんと私は早めに出すべきだと思うんです。

なぜ、あえて私は議員の問題まで出したのかというのは、統一地方選挙ではないんですね、香焼は。ことしの7月に町会議員の選挙があつてしまう。それが施行されると、来年幾ら統一地方選挙で法定に入つて、こういう問題のときに、もう香焼が選挙終わってしまったらどうするんですか。やはり、そういう問題がありますので、ぜひ、これは事前に各町との話し合いを進めていただきたいと思います。

実は、広島県の呉市が8町と今合併をやっています。この呉市は、おのおのの一つの町ともまた協議会つくってやっているんです。長崎みたいに一遍に1市11町ではなくて、その中でも、また一つひとつ協議会をつくっているんです。私は、これはいいことだと思いますので、ぜひ、こういうことも参考にさせていただければと思います。

ぜひ、そういう意味では、法定に行くまでなかなか時間がないので、大変な問題を抱えていると我々も思います。ぜひ、力いっぱい努力をさせていただいて、特に、議員さんの在任特例制度は、やはり選挙なしで、そのまま議員の在任を認めろというのは、これは住民としては、ちょっと理解できないことだと思います。長崎市民に絶対に、この特例措置の意味をわからせるよう、ある面ではしなくちゃいけないと思いますが、ただ、単純的に207名、そのまま2年間、町会議員を市会議員に、そして金額が35億1,000万円もかかるっていったって、長崎市民は、私は納得しないと思います。それを逆にですね、在任の特例法でいくならば、逆に理事者の皆さんが、42万の市民の皆さんに納得できる説明をやっていただかなくちゃいけないというふうに私は思います。

そして、最後ですが、電算システムの問題も出ました。これは民間で、あんなに大きなみずほ銀行だって、これで大変な問題を引き起こしています。私、調べましたら、西東京で8億円近くかかっているんです。だから、長崎は単純的に10町でやるんですから10億円以上、この電算のシステムだって経費かかると思うんです。

ですから、そういう意味では、法定まで時間がありませんけれども、やはり事前に関係するおのおのの自治体とは十分に連携を取っていただいて、間違いのない合併が、法定に進みますようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（鳥居直記君） これをもって、市政一般質問を終了いたします。

次に

日程2

議第6号議案 長崎市議会会議規則の一部を改正する規則

及び

日程3

議第7号議案 長崎市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。以上2件につきましては、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（鳥居直記君） ご異議ないと認めます。

よって、以上2件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。提出者の説明を求めます。22番川下勝己議員。

〔川下勝己君登壇〕

22番（川下勝己君） ただいま議題となりました議第6号議案及び議第7号議案について提案理由を申し上げます。

まず、議第6号議案につきましては、地方自治法の一部が改正され、これまで明文の規定がなかった議員の派遣制度について、「議会は、議案の審査又は事務に関する調査のため、その他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる」ことになりました。

以上の制度化に伴い、本市議会の会議規則を改正する必要が生じたことから、議会運営委員会において、派遣対象や議決方法、議決事項、緊急を要する場合の取り扱い等、具体的な議員派遣制度の取り扱いを含め、種々その内容について検討・協議を重ねた結果、本日、会議規則の一部改正（案）を提出するに至った次第であります。

改正の内容は、第7章に「議員の派遣」を加え、新たに第127条に「議員を派遣しようとするときは、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにし、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる」との規定を加えようとするものであります。

次に、議第7号議案について申し上げます。

本案につきましても、地方自治法の一部改正に伴い、同条例第1条で引用している同法の条項が改められたことから、「同法第100条の第12項及び第13項」を「第13項及び第14項」に改めようとするものであります。

なお、議第6号議案、議第7号議案、いずれの改正につきましても、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

=（降壇）=

議長（鳥居直記君） これより質疑、討論を行います。42番柴田 朴議員。

42番（柴田 朴君） ただいま議題となりました議第6号議案「長崎市議会会議規則の一部を改正する規則」、同じく議第7号議案「長崎市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」について、いずれも反対をし、理由を述べたいと思います。

まず、議第6号議案「長崎市議会会議規則の一部を改正する規則」につきましては、先ほど提案者が説明されましたように、この第7章、議員の派遣をしようとする場合、議会の議決でこれを決定することは賛成でございますが、派遣先が国内だけでなく、海外視察も含まれているので、私も賛成できません。